

第128回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和8年6月15日（月）9時30分から10時10分
- 2 開催場所 久賀総合センター 2階 大会議室

3 出席農業委員 （8人）

- 1 番 宮本 平
- 4 番 沖村 和哉
- 6 番 小柳 貴史
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （6人）

- 2 番 岡崎 裕一 3 番 大谷 正樹
- 5 番 角井 雅之 9 番 岡村 淳史
- 10 番 藤元 敬介 13 番 田中 豊文

5 出席要請農地利用最適化推進委員 （5人）

- 2 番 村田 菊雄 7 番 中原 満夫
- 12 番 國次 康彦 15 番 中尾 茂
- 17 番 山根一三男

6 欠席農地利用最適化推進委員 （1人）

- 1 番 福田 俊勝

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

審査会1 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用
集積等促進計画について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 村田 孝二

書記 田村 諒介

書記 泉口 洸平

議長	ただいまより第 128 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 8 件、報告事項 4 件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 8 名、欠席委員 6 名、農地利用最適化推進委員につきましては 5 名ご出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立しております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 6 番小柳委員と 7 番袴田委員をお願いをいたしたいと思います。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 8 ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について遠方かつ高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、現在管理をしている譲受人が応えるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、引き続き柑きつを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 12 番國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
1 1 番	6 月の 12 日に國次委員と現地を確認しております。現地ではちょうど譲受人が作業しておりましたので合わせて話を聞くことができました。譲渡人は●●のほうにおられて高齢であってそれでなおかつ後継者がいないという中で長年利用権設定でもって農地を管理しておりました譲受人に贈与したいという趣旨でお話を進めたところこういう結果となっております。園地のほうは成木の青島ミカン、一部大津があるようですがきれいに整備されているミカン園でありました。以上です。

議長	國次委員お願いいたします。
推進委員 1 2 番	先日二人で伺いました。本人がちょうど畑におられてもう 10 年ぐらい前からその場所を耕作しているようで別に問題ないと思います。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2、No.3についてですが、私の担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。 (席はそのまま進行)
職務代理	続きまして、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は9ページから15ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について遠方で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の購入予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
職務代理	引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員、推進委員15番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 4 番	申請者は●●からの移住者でございます。二年前の段階で海の見えるところで生活がしたいということで方々をあさって最終的に●●の●●でございますけれども一応候補にあげたということでした。二年前に家は購入だけをして今回奥さんのほうが申請者が●●の勤務が決まったということのタイミングを受けて移住をしこの4月から大島のほうで生活をしようというふうな現状でございます。圃場につきましては適正な維持がされております。基本的に耕作機械を持ってない、これはご本人にちょっとご主人のほうですけれどもご主人にはちょっとご説明を申し上げて少なくとも管理機くらいは無いと腰が痛められる、僕がそうでしたから、畝たてにしても耕運にしても管理機くらいはいるよという話はさせていただきました。草刈機は持っておるということでしたからそれはいいとして一応維持管理をするためには管理機はあるという話です。栽培技術につきましてはご主人が今年から営農塾に来ております。ですからミカンの栽培については学ぶ体制になっています。同時並行で帰農塾も申し込まれるのかどうなのかわからなくて営農塾だけ今年は絞ったということでしたけれどもたぶん帰農塾で野菜の栽培をと話すれば帰農塾のほうを申し込み勉強せんとちょっとえらいだろうと思います。キュウリを株間 30 センチくらいで植えてましたからそれは近すぎるじゃろうというような間隔で植えてましたから。その知識も今から習得する状況になると思います。でまあ一応年間労働時間 150 日という将来目標を決めてかたわら勉強し生活をするということでしたから意欲はありましたのでそこについては適正な管理ができるだろうと僕は期待をしております。おいおい営農塾の実施講師としても現地指導も兼ねたらできるからと思っておりますから一応適正管理ができるだろうと期待しているところでございました。以上です。
職務代理	中尾委員お願いします。
推進委員 1 5 番	今説明がありましたように今度移住してこられた方で家の購入した家の前と後ろに畑があるということでその畑を今回調査でございました。一つの家の裏の方は今レモンが植わってますがここで果樹を栽培したい。前のもう一か所の方は野菜畑にしていきたいという考えのようでございます。先ほどありましたように今から今まで栽培の経験がないわけですが営農塾なり帰農塾なりで勉強をするということでございます。年齢的にもまだ若い方でございますのでまあ今から栽培の経験を積んでいけば農地管理は十分できるというふうに思っております。以上です。
職務代理	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などございませんか。ご質問など無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いてNo.3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.3についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、16ページから24ページをご覧ください。本件は、高齢かつ農業後継者がいないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、現在管理をしている譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続きイチゴを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員、推進委員15番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14番

この10日に中尾委員と二人で現場に行き面接をさせていただきました。●●さんそのものは新規就農後約20年を経過をしております。直売、イチゴの直売をベースにして安定的な経営を実践されておられるという現状であると思います。今回地権者の高齢化ということにともなって借地からそれこそ贈与を受けて所有ということになったということでございました。経営施設そのものは取り立てて変わるものではありませんから借地から贈与を受けた所有という形になったとしてもあまり問題はないと思っておりますので適正な贈与ではないかと思っております。以上です。

職務代理

15番中尾委員お願いします。

推進委員

15番

この●●さんの畑、農地でございますが現在イチゴ専業、町内でも数少ないイチゴ専業農家ということで夫婦二人で経営しております現在もお客様も固定しておって経営の方も安定しておりますので特に問題はないというふうに思っております。

職務代理	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などございませんか。 (質問等なし)
	質問など無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。
議長	続きまして、No.4について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.4についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、25ページから32ページをご覧ください。本件は、遠方で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員にその後の補足説明などがありましたらお願いをいたします。
6番	先日福田推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。譲受人の方にも同席していただいて説明をしてもらいました。現地に関してはちょっと奥まった所にあるんですけれども車が入れる程度の通作道があって中に関してはすでに雑木等も切り開かれてゴミもあったようなんですけれどもそちらは譲渡人の方に処分してもらったということで問題はないかと思えます。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.5についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、33ページから39ページをご覧ください。本件は、申請地を含め所有する土地建物全体を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を譲り受け、営農活動を開始したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の購入予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、農作物を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員1番宮本委員、推進委員17番山根委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番 ちょっと私が忙しくてタイミング合わせられなくて一緒に行けなかったんですけどもそれぞれに園地を確認しに行きました。現地は道沿いに家屋があってその奥に畑のある家屋とセットの案件でした。畑自体はその進入路がギリギリ軽であれば中入れるかなという感じで雑草が生えている状態ですが草刈りすれば耕作ができるという所です。この方は●●をされているということで大島の中にも管理されている●●があるということでこれぐらいの耕作日数はできるということらしいです。詳しくは山根委員が電話をして確認していただいているので補足説明をお願いします。

議長	それでは山根委員。
推進委員 17番	●●さんはですね●●というですね●●の管理をやっているとあと二軒ほどですね●●を管理しておるそうです。それであんまり●●がないのですですね5、60日あったら十分で150日ぐらいはできるんじゃないかと。この住所はですね●●市になっていますが実際住んでおるのは●●のほうの分室みたいな所へ住んでおるそうです。土地の値段もですね●●で済むのかとかいうと今の所まだ考え中で住所の移転は●●からこちらにする予定にはしてありますが今の土地とかいうのは買う予定は未定というような感じのことを言われました。あとは現場も見たらかつがつ軽四トラックがギリギリ入るような状態ですね普通車は難しいような状態でしたので可能ではないかと思えます。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。 (質問等なし) よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.6について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.6についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、40ページから52ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について遠方で維持管理ができないため、申請地を譲りたい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合

的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員12番沖委員、推進委員2番村田委員から補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番 先日推進委員の村田さんと畑を見に行き譲受人の方に話を聞いてきました。営農計画書の利用計画には温州ミカンとありますが畑の近くに家があるので防除とかも考えてミカンにするかハウスにするか野菜にするか考え中とのことでした。ここの畑は数年前から草も伸びてきて木も少し生えている状態だったんですが荒廃地になる前に畑としてよみがえるのはいいことだと思います。畑はすでに草枯らしがかけられていて今から少しずつ畑として使えるようにしていきたいと言われていました。なので問題ないかと思います。

議長 村田委員。

推進委員2番 この譲り受けをする人はこの周辺の地域に大変配慮しているちゅうような考えでおられますし適正な判断で農地を利用されるものと考えられますし何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。大内委員。

8番 教えていただきたいことがありまして。この●●さん存じ上げているんですけどもかなりの面積をすでにもうされているとお聞きしているんですけども例えば人数の確保、作業のなどそういった畑ができるような仕組みなのかお話を聞いてたら教えていただけたら助かります。

12番 何人おられるかはちょっとわからないんですけどできるっていうふうには言われてました。とりあえずは草枯らしをかけてから少しずつ何か入ってやろうかなみたいな感じであつたんで民家もちょっと近いので迷惑かからないようにするのはすごい気にされてました。

8番 ありがとうございます。

議長 他に何かご質問がありましたら。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.7についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、53ページから59ページをご覧ください。本件は、申請地を含め所有する土地建物全体を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を譲り受け、営農活動を開始したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員12番沖委員、推進委員2番村田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番

ここも同じ日に村田さんと畑を見に行き譲受人の方にお会いし話を聞いてきました。畑は今回購入される家のすぐ横で少し草が生えている状態でしたがすぐにでも畑にできるような感じで特に問題ないかと思います。以上です。

議長

村田委員。

推進委員
2番

この譲り受けをされる方は現在●●にお住まいなんですけどどうも海がすぐそばですね、海が近すぎるということをすごい心配されている人でしてもっと安心できるような高台でも行きたいなという考えでおられたようななんですけどちょうどその物件が今の今度話に今あがっておる土地が家付きですけども家は古いんですけどもリフォームして畑と一緒に住みながらやっていきたいというような考えでおりましたし家のすぐそばが畑なんで何ら畑も今は草がちょっとありますけれども草を刈りさえすれば畑にはすぐになると思いますし何ら問題はないんじゃないかというふうに判断しました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.8について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.8についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、60ページから67ページをご覧ください。本件は、耕作が困難になり、農業後継者がいないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員7番袴田委員、推進委員7番中原委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7番 先だって13日に中原推進委員と現地を確認に行きました。これはあの現在●●さんがミカン畑として作っておりますけれどもなかなか高齢になってこれ私らがミカンづくりができんようになれば近所に迷惑がかかるがという発想からミカン作の方がだれかおらんかなちゅうていう考えで●●さん、●●さんはすぐこのミカン園の63ページの地図がありますけれども現地はグリーンになってますけどその下に小さな●●さんの上かあそこの所に居住を構えておりましてこの最近10年ぐらい前から●●のほうからこちらのほうへ移転してきて菜物やら作っていましたが家に近いということで引き続きその裏手に、●●さんも今まではミカン園で管理して立派なミカン園が管理されておりますがこれを譲り受けて引き続きミカンを作りたいということから

果樹園が荒地に荒地ちゅうかミカンよう作らんようになると伐採せんにゃあいけんようなミカンバエがおるので伐採せんにゃあいけんようになるがだれか作ってくれる人おらんじゃろうかとちょうどええあんばいに●●さんを紹介して購入されるような予定になったと聞いております。以上でございます。

議長 それでは中原さん。

推進委員 13日に袴田委員と現地を確認に行きました。この人は●●からの移住者でまた他にも耕作しておるので安心して預けられると思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程2、審査会1に移ります。農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。事前にお送りしてます、農用地利用集積等促進計画についてご覧ください。令和8年6月25日告示予定で使用貸借157件152,703㎡、賃貸借17件15,009㎡、合計174件167,712㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明でご質問がありましたらお願いいたします。

（質問、意見なし）

よろしいですね。ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

挙手全員でございます。よって本件については異議のない旨の回答をすることを決定をいたします。続いて、日程3、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。笠佐島、東屋代、久賀にて 4 件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 68 ページから 101 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございまして皆様のご了承をお願いいたします。以上をもちまして第 128 回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間のご審議、ご苦労様でございました。

上記は、令和8年6月15日開催の第128回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和8年7月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____